第一条第二十四号を次のように改める。

二十四　ＵＢＳ証券株式会社

第一条中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第五十一号までを一号ずつ繰り上げ、第五十二号を次のように改め、同号を第五十一号とする。

五十二　三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社

第一条中第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号を削り、第五十七号を第五十五号とし、第五十八号から第七十二号までを二号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第百四十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、七千八百七十六億千五百二十六万六千円とする。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

○総務省告示第百四十七号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

岩手行政評価事務所の項中「盛岡市内丸七番二五号　盛岡合同庁舎第二号館」を「盛岡市盛岡駅西通一丁目九番一五号　盛岡第二合同庁舎」に改める。

山梨行政評価事務所の項中「甲府市北口一丁目二番一号　甲府合同庁舎」を「甲府市北口一丁目二番一九号　甲府地方合同庁舎」に改める。

長野行政評価事務所の項中「長野市大字長野旭町一〇八番地の一　長野第一合同庁舎」を「長野市大字長野旭町一〇八番地の一　長野第一合同庁舎」に改める。

静岡行政評価事務所の項中「静岡市葵区追手町九番六号　静岡合同庁舎」を「静岡市葵区追手町九番六号　静岡合同庁舎」に改める。

愛知行政評価事務所の項中「名古屋市中区三の丸二番二号　名古屋合同庁舎第二号館」を「名古屋市中区三の丸二番二号　名古屋合同庁舎第二号館」に改める。

三重行政評価事務所の項中「津市島崎町三二七番地　津合同庁舎」を「津市島崎町三二七番地　津合同庁舎」に改める。

滋賀行政評価事務所の項中「大津市御幸町六番七号」を「大津市京町三丁目一番一号　大津びわ湖合同庁舎」に改める。

京都行政評価事務所の項中「京都市上京区烏丸通下立売上ル二丁目二五番地　京都第二合同庁舎」を「京都市上京区烏丸通下立売上ル二丁目二五番地　京都第二合同庁舎」に改める。

大阪行政評価事務所の項中「大阪市中央区大手前四丁目一番七六号　大阪第二合同庁舎」を「大阪市中央区大手前四丁目一番七六号　大阪第二合同庁舎」に改める。

兵庫行政評価事務所の項中「神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第一合同庁舎」を「神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第一合同庁舎」に改める。

奈良行政評価事務所の項中「奈良市法蓮町三八七番地の一　奈良第三地方合同庁舎」を「奈良市法蓮町三八七番地の一　奈良第三地方合同庁舎」に改める。

和歌山行政評価事務所の項中「和歌山市二番丁三番地　和歌山第二地方合同庁舎」を「和歌山市二番丁三番地　和歌山第二地方合同庁舎」に改める。

鳥取行政評価事務所の項中「鳥取市富安二丁目八九番地　鳥取第二地方合同庁舎」を「鳥取市富安二丁目八九番地　鳥取第二地方合同庁舎」に改める。

島根行政評価事務所の項中「松江市末次町八六番地　松江第一地方合同庁舎」を「松江市末次町八六番地　松江第一地方合同庁舎」に改める。

岡山行政評価事務所の項中「岡山市北区桑田町一五番一〇号　岡山第二合同庁舎」を「岡山市北区桑田町一五番一〇号　岡山第二合同庁舎」に改める。

広島行政評価事務所の項中「広島市中区上八丁堀六番三〇号　広島合同庁舎第四号館」を「広島市中区上八丁堀六番三〇号　広島合同庁舎第四号館」に改める。

山口行政評価事務所の項中「山口市中河原町六番一六号　山口地方合同庁舎第二号館」を「山口市中河原町六番一六号　山口地方合同庁舎第二号館」に改める。

徳島行政評価事務所の項中「徳島市徳島町城内六番地の一　徳島地方合同庁舎第二号館」を「徳島市徳島町城内六番地の一　徳島地方合同庁舎第二号館」に改める。

香川行政評価事務所の項中「高松市サンポート三番三三号　高松第二地方合同庁舎」を「高松市サンポート三番三三号　高松第二地方合同庁舎」に改める。

愛媛行政評価事務所の項中「松山市宮田町八番地　松山第二地方合同庁舎」を「松山市宮田町八番地　松山第二地方合同庁舎」に改める。

高知行政評価事務所の項中「高知市丸ノ内一丁目二番二〇号　高知第二地方合同庁舎」を「高知市丸ノ内一丁目二番二〇号　高知第二地方合同庁舎」に改める。

福岡行政評価事務所の項中「福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番七号　福岡第二合同庁舎」を「福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番七号　福岡第二合同庁舎」に改める。

佐賀行政評価事務所の項中「佐賀市駅南本町三番一五号　佐賀第二地方合同庁舎」を「佐賀市駅南本町三番一五号　佐賀第二地方合同庁舎」に改める。

長崎行政評価事務所の項中「長崎市万才町七番一五号　長崎第二地方合同庁舎」を「長崎市万才町七番一五号　長崎第二地方合同庁舎」に改める。

熊本行政評価事務所の項中「熊本市二の丸一番四号　熊本合同庁舎第二号館」を「熊本市中央区二の丸一番二号　熊本合同庁舎一号館」に改める。

大分行政評価事務所の項中「大分市荷揚町七番一号　大分第二地方合同庁舎」を「大分市荷揚町七番一号　大分第二地方合同庁舎」に改める。

宮崎行政評価事務所の項中「宮崎市高千穂通二丁目一番三三号　宮崎第二地方合同庁舎」を「宮崎市高千穂通二丁目一番三三号　宮崎第二地方合同庁舎」に改める。

鹿児島行政評価事務所の項中「鹿児島市山下町一四番五〇号　鹿児島第二地方合同庁舎」を「鹿児島市山下町一四番五〇号　鹿児島第二地方合同庁舎」に改める。

沖縄行政評価事務所の項中「那覇市旭町一一七番地　那覇第二地方合同庁舎」を「那覇市旭町一一七番地　那覇第二地方合同庁舎」に改める。

関東総合通信局の項中「千代田区九段南一丁目二番一号」を「千代田区九段南一丁目二番一号　九段第三合同庁舎」に改める。

九州総合通信局の項中「熊本市春日二丁目一〇番」を「熊本市西区春日二丁目一〇番」に改める。

○総務省告示第百四十八号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

岩手行政評価事務所の項中「盛岡市内丸七番二五号　盛岡合同庁舎第二号館」を「盛岡市盛岡駅西通一丁目九番一五号　盛岡第二合同庁舎」に改める。

山梨行政評価事務所の項中「甲府市北口一丁目二番一九号　甲府合同庁舎」を「甲府市北口一丁目二番一九号　甲府地方合同庁舎」に改める。

滋賀行政評価事務所の項中「大津市京町三丁目一番一号　大津びわ湖合同庁舎」を「大津市御幸町六番七号」に改める。

熊本行政評価事務所の項中「熊本市二の丸一番四号　熊本合同庁舎第二号館」を「熊本市中央区二の丸一番二号　熊本合同庁舎一号館」に改める。

九州総合通信局の項中「熊本市春日二丁目一〇番」を「熊本市西区春日」に改める。

○総務省告示第百四十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第三項の規定に基づき、昭和二十五年総理府告示第十一号で指定した大津市につき、平成二十四年三月三十一日をもってその指定を取り消したので告示する。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

○総務省告示第百五十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更し、平成二十四年三月一日から適用する。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

第４の表中

207.5MHz以上222MHz以下	
207.5MHz以上222MHz以下	
945MHzを超え960MHz以下	

」を「」に改める。

○法務省告示第百二十八号

埼玉県鴻巣市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年五月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、鴻巣市役所又はさいたま地方法務局に照会すること。

平成二十四年四月二日

法務大臣　小川　敏夫

埼玉県北足立郡吹上町大字大芦千五百三十四番地　近藤　武好

○法務省告示第百二十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十四年四月二日

法務大臣　小川　敏夫

○総務省告示第百五十一号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

別表第一号108の項中「、青磁井郡」を削り、同号195の項中「、上部賀郡」を削り、同号246の項及び247の項中「西蒲郡」を「西郡」に改め、同号255の項中「、鳩ヶ谷市」を削り、同号301の項中「蟹江町」の下に「、長久手市」を加え、同号305の項中「、蟹豆郡」を削り、同号405の項中「みよし市」の下に「、野々市市」を加え、「、石川郡」を削り、同号502の項中「、八束郡」を削り、同号503の項中「、簸川郡」を削り、同表注3中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。